

# 2016年春季労使交渉 回答状況(経団連集計)について

平成28年4月18日

榊原 定征

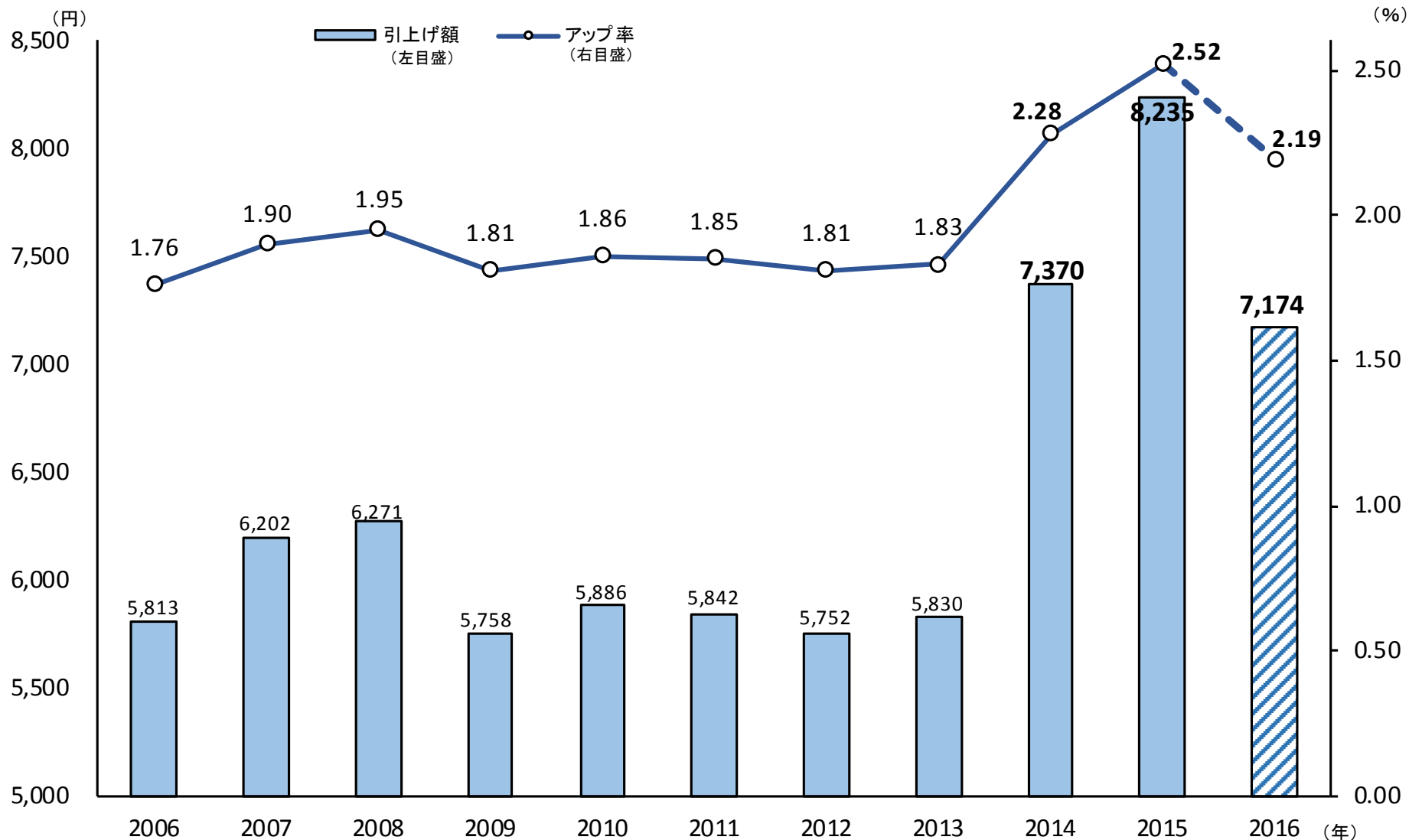
- 大手企業における月例賃金引上げ状況は、3年連続となる7,000円超え、2%超という高水準。
- 2009年から5年間連続の「ベアゼロ」の流れを断ち切り、2014年から多くの企業で3年連続してベアを実現。



賃金引上げのモメンタムは今年もしっかりと継続

- 非正規社員の賃金引上げや、育児・介護に関する制度の拡充など、例年にも増して総合的な取組みが多くみられる。

# 月例賃金引上げ結果(大手企業)



(出所)経団連「春季労使交渉 大手企業業種別妥結結果(加重平均)」

※引上げ額は、定期昇給や賃金カーブ維持分の昇給、ベースアップ等の月例賃金の増加額。

2015年までは最終集計結果。2016年は第1回集計結果(2016年4月18日)。

# その他の主な回答(非正規、育児・介護関連など)

## 非正規の賃金引上げ

- パート・アルバイトの時給を平均2%引上げ(約10万人が対象)
- 非正規社員の時給を平均23円増額(約6万6,000人が対象)
- 契約社員の月給を平均約3.6%引上げ(組合員約3,000人が対象)
- 契約社員を対象とした2%のベースアップを実施(組合員約1,600人が対象)

## 育児・介護に関する制度の拡充

- 介護休職制度を拡充(対象家族を「2親等以内」に拡大、所定労働時間外勤務の免除を導入)
- 介護・看護休暇の取得単位を柔軟化(1日→半日)
- 「介護休職給付金」を支給(雇用保険制度による支給期間(93日・3ヵ月)後の4ヵ月目から最大9ヵ月、所定内賃金の50%を支給)
- 育児・介護を行なっている職員を対象に「テレワーク」を導入
- 在宅勤務制度の要件を緩和(対象となる子を「小学校卒業まで」に拡大、在宅勤務の適用場所に「介護を必要とする家族の自宅」を追加)
- 「子女の出生」に伴う特別休暇の取得可能期間を拡大(出生後2週間以内→8週間以内)

## 定年後の再雇用社員の処遇改善

- 再雇用制度における賃金を増額(フルタイム月額4,860円、パートタイム時給30円を増額)
- 選択定年制度の基準賃金を改訂(60歳・61歳・62歳の基準賃金を5%ずつ引上げ)
- 再雇用社員の一時金を15万円増額
- 再雇用社員の退職金の加算額を増額(月額2,500円→3,500円)

## その他

- 基本給を変えずに社員の所定労働時間を短縮(1日7時間35分→7時間15分、管理職除く)
- 結婚休暇を拡充(分割取得が可能、取得期間を婚姻後1ヵ月以内から6ヵ月以内へ延長)
- 配偶者(社内外問わず)が海外勤務になった場合の休職制度を新設(最長3年)
- 再雇用対象者を拡大(育児・介護・配偶者の転勤等による退職者、退職後5年以内の者)